

令和4年度  
京丹後市オープンファクトリー環境整備  
事業補助金

【公募要項】

申請期間

令和4年7月8日（金）～8月12日（金）

京丹後市商工観光部商工振興課

【書類の提出先、お問い合わせ先】

〒629-3101 京丹後市網野町網野 385-1 ら・ぽーと 2F

京丹後市役所 商工観光部 商工振興課

電話：0772-69-0440 Eメール：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

## 目 次

1	趣旨 .....	2
2	補助対象事業 .....	2
3	補助対象事業者 .....	2
4	補助対象事業の期間 .....	2
5	補助対象経費 .....	3
6	手続きの流れ .....	3
7	交付申請 .....	4
8	事前着手 .....	4
9	内容の審査 .....	4
10	交付の決定について .....	4
11	事業の変更、中止 .....	5
12	実績報告書 .....	5
	(参考) 京丹後市の今後の展望 .....	5

## 1 趣旨

京丹後市では、市内ものづくり産業の活性化と活力のあるまちづくりを推進するため、オープンファクトリーの実施を目的とした自社工場等の環境整備を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

※オープンファクトリー： 製造・加工業における製造工程を公開し、来場者に見学及び体験してもらう取組み

## 2 補助対象事業

市内事業者がオープンファクトリーをオープン型展示商談会と捉え、ビジネスマッチング、異業種連携、観光誘客を目指してオープンファクトリーを実施するため、工場の改修やサイン・看板等の設置、説明資料（パンフレット、動画等）作成等の環境整備を行う事業

## 3 補助対象者

要件をすべて満たす事業者

	要件
(1)	京丹後市内に住所を有する個人又は所在地を有する法人である者。
(2)	統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき定められた日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類E-製造業に属する事業を行う者。
(3)	オープンファクトリーを実施するための環境整備後、継続してオープンファクトリーを実施することが、見込まれる者
(4)	市税等に滞納がない事業者 ※京丹後市税条例（平成16年4月1日条例第80号）第3条に規定する市税、同第19条に規定する延滞金及び同第21条に規定する督促手数料。
(5)	京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

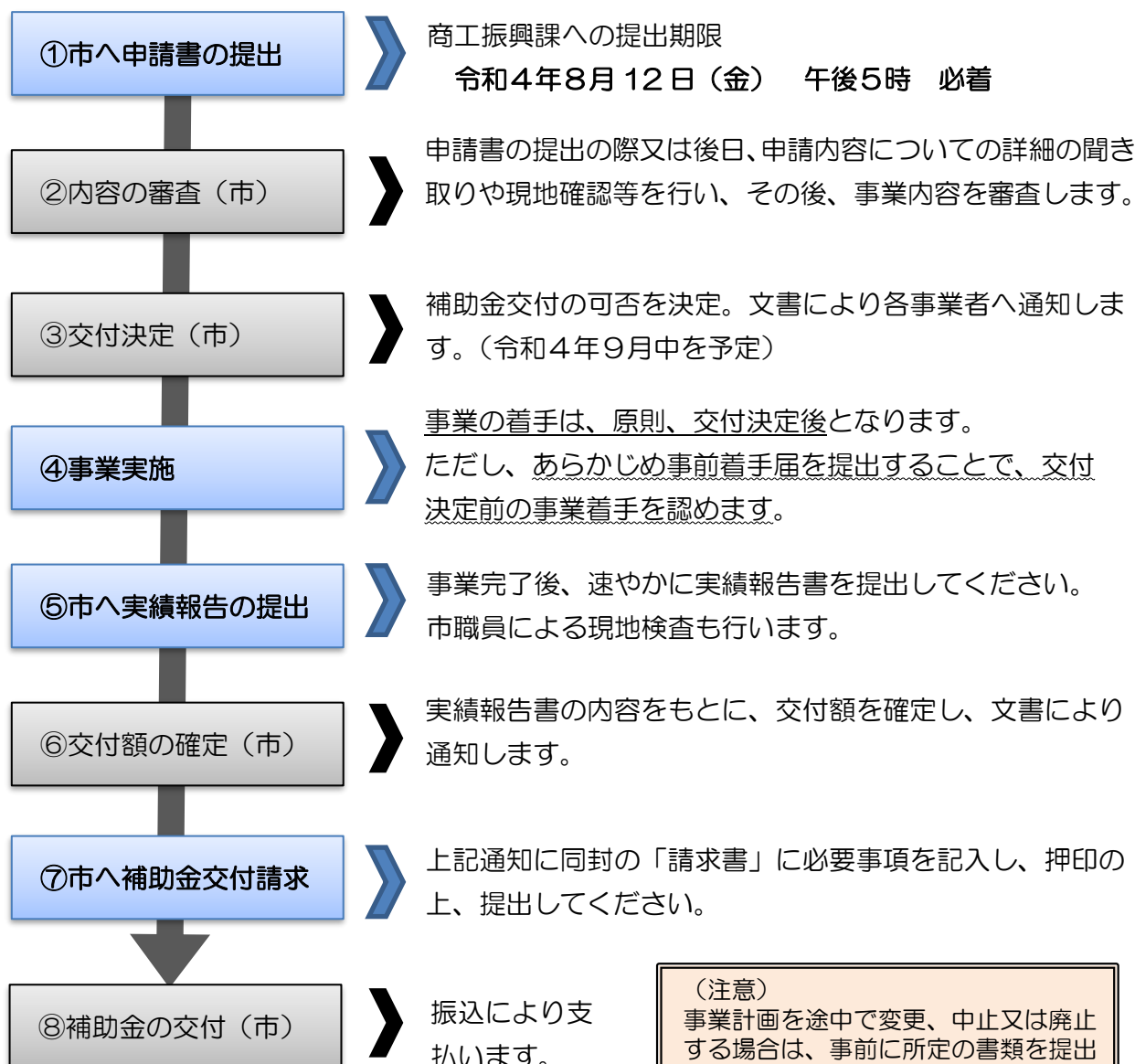
## 4 補助対象事業の期間

補助事業は、原則、補助金の交付決定を受けてから着手することとなります。  
また、必ず令和5年3月31日までに完了させる必要があります。

## 5 補助対象経費等

	補助対象経費の内容	補助率	補助限度額
(1)	見学又は体験のための施設等の新設、増設又は改修に係る経費	補助対象経費の 1/2 以内	50万円/ 者
(2)	製品等の展示又は体験するための什器等の購入及び設置に係る経費		
(3)	工場等の屋内外に設置する看板、サイン等の作成及び設置に係る経費		
(4)	会社の事業内容、製品又は製作過程を紹介するための映像、パンフレット等の作成に係る経費		

## 6 手続きの流れ



(注意)  
事業計画を途中で変更、中止又は廃止する場合は、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。  
必ず事前に市へご相談ください。

## 7 交付申請

下記の書類（1部）を提出してください。

- (1) 申請書 … 様式第1号
- (2) 事業計画書（別紙1）  
※内装及び外観の写真、図面等を添付してください。（写真については整備着手前のもの）
- (3) 見積書の写し等費用積算の根拠となる資料
- (4) 事前着手届（様式第3号） ※事前着手する場合のみ提出（8の注意事項を要確認）

## 8 事前着手

効率的な事業の実施を図る等の理由により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、補助金交付申請書とあわせ「事前着手届（様式第3号）」を提出ください。ただし、次の(1)～(4)の注意事項に承諾していただく必要があります。

### 事前着手に関する注意事項

- (1) 事前着手届の提出があっても、審査の結果不採択となる場合もあります。
- (2) 着手から補助金交付決定を受けるまでの間に、計画変更は行えません。
- (3) 補助金交付決定を受けるまでの間に、天変地異等により、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体の負担となります。
- (4) 補助金交付決定額は、交付申請額より少なくなる場合があります。

## 9 内容の審査

補助金交付申請書及び添付書類の内容を以下の基準に照らして審査を行います。

- (1) 事業の趣旨、目的及び目指す成果が、当該補助金の趣旨に合致しているか。
- (2) 計画の内容が具体的かつ整合性があり、実現可能なものか。

## 10 交付の決定について

交付事業者には、補助金額を決定し、通知します。

※補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

※事業を採択した場合、補助事業者名および補助事業等の概要をホームページ等で公表することがあります。あらかじめご了承ください。

## 11 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合（軽微なものは除く）や対象事業費が20%以上増減する場合のほか、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市へご相談ください。なお、対象事業費が増額しても、補助金の増額は原則認められません。

### 提出書類

- ・補助金変更（中止）承認申請書…様式第4号
- ・申請書の添付書類に準じる添付書類

## 12 実績報告書

### (1) 提出期限

事業終了後30日以内又は令和5年3月31日（金）のいずれか早い日。

### (2) 提出書類

- ①実績報告書 … 様式第6号
- ②事業実施報告書（別紙2）  
※完成した内装及び外観の写真等を添付してください。
- ③対象費用の領収書（明細書含む）の写し等支払証拠書類

### （参考）京丹後市の今後の展望

本市の基幹産業であるものづくり産業を発展させていくために、2025年に開催される大阪・関西万博に向けて、オープンファクトリーを軸とした周遊ツアーや商談会等のイベント開催を目指していく。

また、2025年の万博では、サテライト会場（京丹後パビリオン）として、京丹後市内のものづくり事業者を中心とした地域一体型オープンファクトリーの実現を目指す。

#### 【参考】2025年大阪・関西万博

期 間：令和7年4月13日（日）～10月13日（月）184日間

開催場所：大阪府 夢洲（本会場）

※本会場だけでなく、特色のある地域をサテライト会場として、関西全域を会場とした万博を目指す。